

学校法人日本社会事業大学役員等報酬等規程

令和2年4月1日
規程第3号

(目的)

第1条 この規定は、学校法人日本社会事業大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員等の報酬等の支給基準を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事、監事のうち、本法人の職員の身分を有さない者であって、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) この役員等の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 職員の身分を有する役員等に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職金 別表第3に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。ただし、理事長が非常勤の役員の場合の報酬等の額は、前項に準じて理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日（ただし、支給日が休日又は土曜日にあたる場合は、その日後において最も近い休日又は土曜日でない日に支払うものとする。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、本人の同意を得た上で、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

ただし、関東近郊（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）に在住する非常勤の役員等の場合は、1回あたり3,000円を交通費として支給することができる。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算等)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 賞与は、職員給与規程第22条第2項から第5の2項に定める期末手当及び勤勉手当に準じて支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 学校法人日本社会事業大学役員給与等規程(昭和63年3月7日規程第1号)は廃止する。

3 この改正規程は、令和3年4月1日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

二 ただし、令和2年12月に支給する賞与は、別表第2中「2.225ヶ月分」とあるのは「2.20ヶ月分」と、「1.075ヶ月」とあるのは「1.05」とする。

三 現に令和2年12月に支給した賞与と前項の規程により算出した額との差額は、令和3年6月の賞与で調整する。

4 この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

二 ただし、令和4年6月の期末手当の額は、改正後の給与規程により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、107.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

5 この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

二 ただし、令和5年6月に支給する勤勉手当の額は、改正後に算定される勤勉手当の額に、令和4年12月に支給された勤勉手当の額に115分の10を乗じて得た額を加えた額とする。

6 この改正規定は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

二 ただし増額調整の額は、令和6年4月の給与並びに令和6年6月期の期末手当・勤勉手当にて支給する。

7 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2に係る改正については、令和6年4月1日から適用する。

二 現に令和6年4月から支給した報酬及び賞与と、改正後の本規定により算出した報酬及び賞与の額との差額を令和7年4月の報酬支給日に増額調整し支給する。

- 8 この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2に係る改正については、令和7年4月1日から適用する。
- 二 現に令和7年4月から支給した報酬及び賞与と、改正後の本規定により算出した報酬及び賞与の額との差額を令和8年4月の報酬支給日に増額調整し支給する。
- 9 この改正規定は、令和8年6月26日から施行する。
- 二 ただし、令和8年6月26日から同年12月31日までの間に係る専務理事の報酬月額、別表第1に定める額に5分の4を乗じて得た額とする。
- 三 前2項の規定にかかわらず、令和8年6月25日に在職していた者の報酬月額については、なお従前の例による。

別表第 1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬月額		
	俸給	地域手当	計
理事長	373,200円	44,784円	417,984円
	備考：職員給与規程 別表 指定職俸給表 7 号俸の 2 / 5 相当額		
専務理事	736,000円	88,320円	824,320円
	備考：職員給与規程 別表 指定職俸給表 4 号俸相当額		
常務理事	537,000円	64,440円	601,440円
	備考：職員給与規程 別表 指定職俸給表 1 号俸相当額		

・上表の他、通勤に要する費用を支給する。

（注）地域手当は俸給×12％

別表第 2（常勤の役員の賞与）

6 月の賞与	報酬月額×2.325か月分 （期末手当1.0625か月、勤勉手当1.2625か月）
12月の賞与	報酬月額×2.325か月分 （期末手当1.0625か月、勤勉手当1.2625か月）

別表第 3（常勤の役員の退職金算定式）

俸給月額×1.1×在任年数

※ 上記在任年数は1か年単位として、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第 4（非常勤の役員等の報酬）

（1） 理事

	日 額
理事会等会議への出席	20,000円
その他、法人運営のための業務	20,000円

（2） 監事

	日 額
理事会・評議員会等会議への出席	20,000円
監事監査等への出席	80,000円
その他、法人運営のための業務	20,000円

（3） 評議員

	日 額
評議員会等会議への出席	20,000円
その他、法人運営のための業務	20,000円